定款

株式会社グリッド

第１章　総則

第１条（商号）

当会社は、株式会社グリッドと称し、英文ではGRID Inc.と表示する。

第２条（目的）

当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

（１） 人工知能を用いたシステムの開発・販売・コンサルティング・保守・運用サポート業務

（２） アプリケーションおよびコンピュータシステムの開発・販売・コンサルティング・保守・運用サポート業務

（３） 都市インフラソリューションのシステム開発・製造・販売・コンサルティング・保守・運用サポート業務

（４） インターネットを使ったアプリケーションサービスプロバイダー業務

（５） 設備および業務の管理・コンサルティング業務

（６） 前各号に付帯関連する一切の業務

第３条（本店の所在地）

当会社は、本店を東京都港区に置く。

第４条（機関）

当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

（１） 取締役会

（２） 監査役

（３） 監査役会

（４） 会計監査人

第５条（公告方法）

当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第２章　株式

第６条（発行可能株式総数）

当会社の発行可能株式総数は 14,544,000 株とする。

第７条（単元株式数）

当会社の単元株式数は、100 株とする。

第８条（単元未満株式についての権利）

当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

（１） 会社法第 189 条第２項各号に掲げる権利

（２） 会社法第 166 条第１項の規定による請求をする権利

（３） 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

第９条（株主名簿管理人）

１．当会社は、株主名簿管理人を置く。

２．株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により定める。

３．当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

第 10 条（株式取扱規程）

当会社の株式に関する取扱いおよびその手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第３章　株主総会

第 11 条（招集の時期）

当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後３か月以内にこれを招集し、臨時株主総会は､必要あるときに随時これを招集する。

第 12 条（定時株主総会の基準日）

当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年６月 30 日とする。

第 13 条（招集権者および議長）

１．株主総会は、取締役社長が招集し、その議長となる。

２．取締役社長に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。

第 14 条（電子提供措置等）

１．当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

２．当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第 15 条（決議の方法）

１．株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

２．会社法第 309 条２項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の３分の２以上にあたる多数をもって行う。

第 16 条（議決権の代理行使）

１．株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、その議決権を行使することができる。

２．株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第 17 条（議事録）

株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

第４章 取締役および取締役会

第 18 条（員数）

当会社の取締役は、10 名以内とする。

第 19 条（選任）

１．取締役は、株主総会において選任する。

２．取締役の選任は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を

有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
３．取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

第 20 条（任期）
取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

第 21 条（代表取締役および役付取締役）
１．取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。
２．取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各１名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

第 22 条（取締役会の招集権者および議長）
１．取締役会は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長となる。
２．取締役社長に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。

第 23 条（取締役会の招集通知）
１．取締役会の招集通知は､各取締役および各監査役に対し、会日の３日前までに発する。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。
２．取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

第 24 条（取締役会の決議の方法）
取締役会の決議は、議決に加わることのできる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

第 25 条（取締役会の決議の省略）
当会社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

第 26 条（取締役会議事録）
取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。

第 27 条（取締役会規程）

取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第 28 条（報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

第 29 条（取締役の責任免除）

１．当会社は、会社法第 426 条第１項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

２．当会社は会社法第 427 条第１項の規定により、非業務執行取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第５章　監査役および監査役会

第 30 条（員数）

当会社の監査役は、５名以内とする。

第 31 条（選任）

１．監査役は、株主総会において選任する。

２．監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第 32 条（任期）

１．監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

２．任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

３．会社法第 329 条第３項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

４．前項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時を超えることはできない。

第 33 条（常勤の監査役）

監査役会は、その決議によって監査役の中から常勤の監査役を選定する。

第 34 条（監査役会の招集通知）

１．監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の３日前までに発する。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。

２．監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

第 35 条（監査役会の決議の方法）

監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

第 36 条（監査役会議事録）

監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。

第 37 条（監査役会規程）

監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

第 38 条（報酬等）

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第 39 条（監査役の責任免除）

１．当会社は、会社法第 426 条第１項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

２．当会社は、会社法第 427 条第１項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第６章　会計監査人

第 40 条（選任）

会計監査人は、株主総会において選任する。

第 41 条（任期）

１．会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

２．前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

第 42 条（報酬）

会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第７章　計　算

第 43 条（事業年度）

当会社の事業年度は、毎年７月１日から翌年６月 30 日までの１年とする

第 44 条（剰余金の配当等の決定機関）

当会社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第１項各号に掲げる事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

第 45 条（剰余金の配当等の基準日）

１．当会社の期末配当の基準日は、毎年６月 30 日とする。

２．当会社の中間配当の基準日は、毎年 12 月 31 日とする。

３．前２項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

第 46 条（配当金の除斥期間）

配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満３年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

付　則

第１条（制定・改廃日、施行日）

１．本規程は、2009 年９月９日に制定し、同日より施行する。

２．本規程は、2010 年９月 21 日に一部改定し、同日より施行する。

３．本規程は、2015 年８月 24 日に一部改定し、同日より施行する。

４．本規程は、2017 年９月 13 日に一部改定し、同日より施行する。

５．本規程は、2019 年５月 20 日に一部改定し、同日より施行する。

６．本規程は、2019 年９月 26 日に一部改定し、同日より施行する。

７．本規程は、2022 年６月 22 日に一部改定し、同日より施行する。

８．本規程は、2023 年４月 14 日に一部改定し、同日より施行する。ただし、第７条および第８条の新設は、2023 年４月 15 日付株式分割の効力発生を条件として効力を生ずるものとし、第 14 条の新設は、当会社が振替株式（社債、株式等の振替に関する法律に規定する振替株式）を発行している会社となった日から効力を生ずるものとする。なお、本付則の但し書きは、効力発生後に削除する。